第1003号

# READAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年)平成10年　2月　5日　木曜日

発行所　株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10　Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士　三輪　厚二　Fax:06-209-8145

## ♤受取人の指定がない生命保険金

Q：先日、私の父が亡くなりました。生命保険の中に受取人の指定のないものがありましたが、この保険金は、法定相続分に応じて分割しなければならないのでしょうか。

A：法定相続分で分割するかどうかは、契約者の意思が重要な判断材料となります。

【解説】

生命保険は民法上の相続財産ではありませんが、実質的には相続又は遺贈により取得した財産と同様の経済効果があり、これを相続財産の課税対象から除外すると、相続税負担の不均衡を許すことになるため、相続税法上、相続財産とみなして課税の対象にしています。

生命保険の受取人は、本来、保険契約等において契約者によって指定されており、取得した保険金は遺産分割の協議の対象にはならないものですが、保険金の受取人を指定せず、例えば相続人としており、かつ、相続人が数人いるような場合には、民法の規定による法定相続分に応じて分割するのではなく、各相続人に均等に分割するという考え方もあります。

しかし、最高裁の判決に、「契約者が保険金の受取人を相続人としていた場合、法定相続分で分割するのが契約者の通常の意思に合っており、かつ、合理的と考えられるときは、特別の事情のない限り、保険金の分割は相続分の割合になる」と下されたものがあります。

ご質問の場合には、お父様の生前の意思がどうであったかが、保険金を分割する上でとても重要になるのではないでしょうか。